

「浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部オープンアクセスポリシー」

の解説・補足

(趣旨・目的)

- 1 浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育理念に基づき、本学において生産された学術研究成果物を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元すること並びに地域及び国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、「浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部オープンアクセスポリシー」（以下「本ポリシー」という。）を以下のように定める。

【解説】

- (1) 「オープンアクセス」とは、学術雑誌論文等がインターネット上で公開され、誰もが無料で閲覧可能な状態になっていることを指す。
- (2) オープンアクセスのメリットとしては以下が想定される。
 - 学術研究成果物をオープンアクセスにすることによって次のような効果が期待される。
 - ・学術研究成果物の可視性が高まり、論文が引用される可能性が高まる。
 - ・学術研究成果物を社会に還元し、世界の学術研究活動に貢献できる。
 - ・研究の透明性を確保できる。

(学術研究成果物の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する教職員（以下「教職員」という。）等が、学術雑誌・研究論集等に掲載された学術研究成果物（以下「成果物」という。）を、浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部リポジトリ（以下「機関リポジトリ」という。）、又はその他当該教職員が選択する方法によって公開する。ただし、成果物の著作権は、本学には移転しない。

【解説】

- (1) 「教職員」等の範囲
 - ・本ポリシーの対象者は、原則、本学に在籍する常勤の教職員とする。
- (2) 「成果物」の範囲
 - ・本ポリシーが対象とする成果物は、基本的には学術雑誌・研究論集等に掲載された論文等（論文、研究ノート、報告等）及び資金配分機関等により公開義務の対象となった成果物とし、根拠データ等を含んだ研究データも対象とする。

(参考) 『学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針』 (令和6年2月16日
統合イノベーション戦略推進会議決定)

(3) 公開方法

公開の方法は、以下のいずれかの方法から選択できるものとする。

- ・「浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部リポジトリ」に登録する。
- ・オープンアクセスジャーナルに掲載する。
- ・論文のオープンアクセスオプションを選択し、出版社ウェブサイトに掲載する。
- ・外部の機関が設置するリポジトリ (共著者の所属機関のリポジトリ、分野別リポジトリ等) への登録や掲載など、その他の方法でオープンアクセスにする。

(4) 学外研究者との共同において作成した成果物

- ・学外研究者との共同において作成した成果物も、本ポリシーの対象とする。

(5) 他機関への異動

- ・本学に在籍する教職員が他機関へ異動した後 (退職時も含む) も、在籍時に発表し、機関リポジトリに登録した成果物は引き続き保存・公開する。

(適用の例外)

3 著作権等のやむを得ない理由で機関リポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該成果物を公開しない。

【解説】

(1) 公開が不適切な場合の例

- ・成果物の著作権を出版社等に譲渡しており、著者最終稿を含むあらゆる版の公開が著作権者により許諾されない場合。
- ・共著者の合意が得られない場合。
- ・成果物が個人情報やプライバシーに関する内容を含み、インターネット上での公開が不適切な場合。
- ・出版社版と異なる版の公開を差し控えたい場合 (著者最終稿の形式では、論文の意図が正確に伝わらない等の支障が生じる等)。
- ・捏造、改ざん、盗用、剽窃等、研究活動における不正行為があった場合。

(2) 機関リポジトリにおける登録の削除について

- ・浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部リポジトリ運用指針の第8条 登録の削除に基づき、図書館運営委員会の議を経て、登録された成果物を削除できるものとする。具体的には以下の通りである。
 - ア 登録者から削除の申請があった場合。
 - イ 他者に帰属する著作権を明らかに侵害する場合。
 - ウ 社会的にみて著しく不適切な内容を含むと認められる場合。
 - エ 上記以外にも明らかな剽窃、不確かなデータに基づく論文、特定の人物や団体への攻撃的内容等を含む場合。

(適用の不遡及)

- 4 本ポリシー施行以前に出版された成果物や、本ポリシー施行以前に本ポリシーと相反する契約を締結した成果物には、本ポリシーは適用しない。

【解説】

- (1) 本ポリシーは、制定日(令和8(2026)年4月1日)以降に出版された成果物に適用する。
- (2) 本ポリシーが策定されるより前に出版された成果物について、成果物の保存の観点、また、オープンアクセス推進の観点等から、機関リポジトリでの公開を希望する場合は、図書館運営委員会に相談するものとし、当該委員会は適切に対応する。

(機関リポジトリへの登録)

- 5 教職員は、成果物について、できるだけ速やかに、機関リポジトリ登録申請を行うとともに、機関リポジトリ登録が許諾される適切な版を本学図書館に提供する。機関リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は「浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部リポジトリ運用指針」に基づき行う。

【解説】

- (1) 提供時期
- ・教職員は、出版後できるだけすみやかに、本学図書館に機関リポジトリ登録申請を行う。その後、図書館からの求めに応じて、機関リポジトリ登録が許諾される版を図書館に送付する。出版社により公開禁止(エンバーゴ)期間が定められている場合は、研究者はエンバーゴを管理し、公開日を届け出る。
 - ・なお、本学が刊行する研究論集等の出版物については、発行部局等の依頼に基づき、図書館が一括登録するため、教職員からの申請は不要とする。
- (2) 機関リポジトリ登録が許諾される適切な版等
- ・機関リポジトリへの登録が許諾される版等は掲載誌によって異なるため、出版社の条件は研究者が確認をする。
 - ・機関リポジトリでの公開可否
 - ・機関リポジトリでの公開が可能な原稿の版
 - ・機関リポジトリでの公開禁止(エンバーゴ)期間
 - ・著作権表示、出版社へのリンクなどの機関リポジトリ登録に際しての条件

(その他)

- 6 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。